

告 示

埼玉県告示第六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー久喜桜田店

埼玉県久喜市桜田三丁目二番一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 計画地東、北側がゾーン三十のエリアとなっているため、車両通行に配慮した計画とすること。

(2) 当該地に隣接している道路は、小中学校の通学路に該当しているため、機材や車両等の搬入・搬出時に走行する際は、児童・生徒の交通安全に十分注意すること。

二 縦覧期間

令和六年一月二十三日から令和六年二月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター